

## 4 課徴金制度の概要

### (1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

### (2) 課徴金の額の計算に係る経過措置

違反行為が、令和元年改正法施行日（令和2年12月25日。以下「施行日」という。）前に開始され、施行日前になくなったものであるときは、課徴金の額の計算は、令和元年改正法による改正前の独占禁止法（以下「旧独占禁止法」とし、旧独占禁止法の規定は「旧第●条第●項」とする。）の規定により行う（令和元年改正法附則第6条第1項）。

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（旧第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

### イ 課徴金算定率（旧独占禁止法の規定による。）

		大企業			中小企業		
違反対象事業	小売業・卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

- (注) 1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（旧第7条の2第6項）。
- 2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）に対して適用される（旧第7条の2第7項）。
- 3 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（旧第7条の2第8項）。
- 4 「再度＋主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（旧第7条の2第9項）。

(3) 課徴金減免制度に係る経過措置

課徴金減免制度による課徴金額の減免については、違反行為が行われた時期にかかわらず、施行日前に減免申請が行われた場合は、旧独占禁止法の規定により課徴金の減免が行われる（令和元年改正法附則第6条第5項）。

○旧独占禁止法の課徴金減免制度による課徴金の減免

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（旧第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	免除
調査開始日前の2番目の申請者	50%
調査開始日前の3番目の申請者	30%
調査開始日前の4・5番目の申請者	30%
調査開始日以後の申請者	30%

- (注) 1 旧独占禁止法の課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。
- 2 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（旧第7条の2第16項・第17項）。